

高教組速報

2013年度 第8号

長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL(095)827-5882

2013年 7月2日
文責 馬場 隆

7月からの賃下げについて 県教委が教育長のメッセージを配付

国による賃下げ強要は「あってはならないこと」としているが…

県職員の給与を今年7月から来年3月まで引き下げる条例が、6月27日に県議会で可決・成立しました。これを受けて県教委は、7月1日、教職員に宛てた渡辺教育長のメッセージを配付するよう、各学校に通知を出しました。これは、条例案が上程された際に高教組が、「条例が成立した場合は、人事委員会勧告制度によらずに賃下げを行うという異常な事態なのだから、知事か教育長の談話等を出すべきだ」と主張していたことを反映したものです。

メッセージの中で教育長は、国が地方公務員の賃下げを地方自治体に押しつけるために地方交付税を削減したことについて「本来あってはならないこと」と述べていますが、地方公務員の労働基本権制約の「代償措置」とされてきた人事委員会勧告制度によらずに賃下げするという問題の重大性には言及していません。高教組はこの賃下げの違憲性を引き続き追及しながら、今後も教職員の賃金・労働条件の改善を求めてとりくみをすすめます。

＜今回の賃下げに関する県教委交渉の結果について＞

今回の賃下げに関する県教委交渉については、これまでも「高教組速報」でお伝えしてきたところですが、交渉の結果、5月2日の当初提案にあった12月のボーナスの9.77%減は撤回させ、現業職の給料月額削減は7.77%減から4.77%減に圧縮させました。それらも合わせた、今回の賃下げについての試算は以下のとおりです。

職	年齢	本来の給料月額 （「本俸」）	7月以降の給料月額 +教職調整額の減額	ボーナスの減額 を阻止した金額	☆ボーナス(期末・勤勉 手当)については、「給 料月額の減額率によ り減額」する手当に入 っていません(6月6 日付け教職員課長名 の「お知らせ」)。 従って、12月のボー ナスは本来の給料月 額で計算された額で 支給されます。
教育職 2級	30	27万3300円	1万3558円	5万6927円	
	35	32万5400円	2万6925円	7万1038円	
	40	36万9100円	2万9826円	8万 578円	
	45	39万7900円	3万2154円	8万6866円	
	50	41万7200円	3万3713円	9万5257円	
	55	42万4800円	3万4327円	9万6992円	
教育職 1級	30	25万 600円	1万2432円	5万2199円	
	35	28万6000円	1万4188円	5万9573円	
	40	31万1100円	2万6166円	6万7916円	
	45	32万3800円	2万6166円	7万 689円	
	50	33万 300円	2万6691円	7万2108円	
	55	38万2600円	3万 917円	8万3526円	
現業職	年齢	本来の給料月額	7月以降の給料の減額	ボーナスの減額を阻止した金額	給料月額の減額を阻止した金額
	45	33万9700円	1万6204円	7万1439円	1万 191円
	50	35万9400円	1万7143円	7万5582円	1万 782円
	55	38万6100円	1万8417円	8万1197円	1万1583円

※大卒または高卒新卒で採用された場合のモデルですので、実際には採用前の経歴で違いが出ます。
※手当の減額は教職調整額のみで試算しています。地域手当、特地手当（準ずる手当を含む）、定通手当、産業教育手当等を受給している場合はその分の減額が別にあります。また、ボーナスについては、調整額や扶養手当を受給している場合は、阻止した金額はその分大きくなります。